令和８年度　第４回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和８年７月２７日

令和８年度　第４回定例総会議事録

１．日　時　　令和８年７月２７日　午後１時３０分

２．場　所　　丹波市役所春日庁舎４階　大会議室

３．出席者

○農業委員　（２４名）

（柏原地域）	１番 亀井　昌一	２番 堀　　巧		
（氷上地域）	３番 池田　将徳	４番 荻野　敏伸	５番 兼古　善明	
	６番 平松　稔久	７番 福井　　脩	８番 山本　浩子	
（青垣地域）	９番 足立　篤夫	10番 足立　正則	11番 荻野　一喜	
（春日地域）	12番 荻野　　清	13番 荻野隆太郎	14番 小橋　季敏	
	15番 婦木　克則	16番 家辺　安世		
（山南地域）	17番 足立　利光	18番 岸本　好量	19番 田中　幸治	
	20番 野垣　克已			
（市島地域）	21番 荒木　研也	22番 鈴木　秀三	23番 高見　良弘	
	24番 橋本　慶子			

○事務局　　（３名）

４．議事

議案第　１　号　農地法第３条の規定による許可申請承認について
議案第　２　号　農地法第４条の規定による許可申請承認について
議案第　３　号　農地法第５条の規定による許可申請承認について
議案第　４　号　農地転用許可条件の変更申請承認について（第５条）
議案第　５　号　非農地証明願承認について
議案第　６　号　丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（別冊）
議案第　７　号　地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について（別冊）
議案第　８　号　農用地利用集積等促進計画に係る意見について（別冊）
報告第　１　号　農地の一時利用届について
報告第　２　号　農地の形状変更届について
報告第　３　号　農地法施行規則該当転用届について
報告第　４　号　農地法第５条の規定による許可の取消願について
報告第　５　号　公共工事の届出について

５．閉会

１．開会

○事務局　失礼いたします。皆様、お揃いになられましたので、少し定刻より早いですが、只今より令和８年度丹波市農業委員会第４回定例総会を開会いたします。

現体制では、初めての定例総会になります。総会における議長につきましては、丹波市農業委員会総会会議規則第７条の規定により「会長は総会議長となる。但し、出席委員の過半数の同意がある場合は、出席委員の中から議長を選任することができる」とあります。毎月の定例総会におきましては、これまでも会長職務代理兼副会長に議長をお世話になり議事を進めていただいておりました。

つきましては、皆様にお諮りさせていただきます。

定例総会の議長につきまして、皆様の今回の任期中になります３年間につきましては、これまで同様、婦木会長職務代理兼副会長に選任することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○事務局　異議がございませんので、毎月の定例総会の議長につきましては、婦木会長職務代理兼副会長に選任することを決定いたします。

それでは、ここからは婦木副会長に進行をお願いいたします。

○議長　ありがとうございます。

先程承認いただきました副会長の婦木です。３年間議長を務めさせていただきますので、また変わりもせず、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、初めに岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

２．会長あいさつ

○岸本好量会長　（会長あいさつ）

○議長　ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局　事務局です。

本日の定例総会の出席は、在任委員２４名全員の出席となっており、農業委員会等に関する法律第２７条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことを御報告いたします。

続きまして、議案書の取下げが１件ございます。

３８ページ、議案第２号４条の１番。営農型太陽光発電設備更新に係る一時転用案件でございます。本日までに必要書類が間に合わず、書類不備による取下げとなりました。

以上でございます。

３．議事録署名委員の指名

○議長　続きまして、日程３番議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第２０条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号２３番の高見委員、議席番号２４番の橋本委員、両委員よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

今期になり初めての総会ですので、若干対応につきまして、注意していただきたい事と、お話ししておきたい事があります。

実務必携をお持ちの方は、３番目の総会での議案説明の５ページを開いてください。

総会での議案説明について注意点が書いてあります。この枠内の内容につきまして特に注意して発言をお願いしたいと思います。

１番には、申請者や申請内容が特定される表現はできる限りカットする。例はそこに書いてあるとおりです。

２番は、公の場で不適切な言葉を使わないということで、その枠内に書かれている内容には、特に注意をいただいて議案説明をお願いします。

それから、会議を進めるに当たり、お願いしたいことを申しあげます。

皆さん、携帯電話等を持っておられます。途中で携帯電話等が鳴らないように、マナーモードにしておいてください。

議案説明の中で口述を言っていただくのですが、できるだけ明瞭に整理をして、口述していただきたいと思います。

皆さんの意思表示「異議なし」や、色んな事があろうかと思いますが、意思表示はできるだけしっかり、はっきりしていただくと助かります。

休憩は３時頃を目途に毎回取っております。その予定で議事を進めていきますので、よろしくお願いします。

会場入口横には、ポットや飲み物を用意しております。それは皆さんからお金を出していただいて揃えている物ですので、御自由に利用ください。

議事の内容は、目の前に録音器があります。このように録音し、その後議事録を作成しますので、御了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、進めるに当たりましての注意点を申しあげましたので、今後３年間よろしくお願いしたいと思います。

４．議事

～　議案第１号　番号１番～番号２９番　～

○議長　それでは、日程４番、議事に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号１番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は９ページに示しています。利用計画は水稲です。

譲受人は、図面に拠点と示しています取得済みの住宅に移住予定であり、既に約２年前から頻繁に拠点に滞在し、拠点北側空白部分の取得済みの畑で農業をされております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号２番～番号６番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告ですが、番号５番、番号６番につきましては、同一の申請ですので、併議という形で取扱いをさせていただきます。

それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３番は、農地を贈与により取得し、農業経営を開始したいというものです。図面は１１ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件を満たしていることを確認しています。

利用計画は、一般野菜です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号４番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は１２、１３ページに示しています。

利用計画としましては、水稲、野菜です。

農機具は、リースによりトラクター、コンバイン、田植機を導入予定です。

また、併せて拠点の住宅も購入を予定しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、番号５番、番号６番は譲受人が同一のため、議席番号○番の○○が一括で説明をいたします。

番号５番、番号６番の農地は、売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１４ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

利用計画は、全て水稲です。

農機具は、トラクター、草刈り機、コンバイン２台、田植機と乾燥機を所有しております。

市外に住所がありますが、申請地近くに農業用のコンテナ倉庫が設置されており、それを活用して規模拡大をしたいというものです。

以上でございます。

○議長　氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号５番、番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番、６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号５番、番号６番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号７番、番号８番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号７番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいもので、図面は１５ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号８番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号８番は、農地を売買により取得し、新規に経営に取り組みたいというものでございます。図面は１６、１７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、譲受人の住所が市外となっておりますが、１７ページに示しておりますとおり、地域の中に拠点を確保されております。

また、申請者は団体役員とされておりますが、法人で、法人関係者が既に青垣に住まわれており、４枚の農地のうち一番狭い田は野菜、後の３枚は全て水稲が作付されて、地域の方からも熱心に仕事に携わっておるとされております。

よろしくお願いいたします。

○議長　青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号７番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　作られる栽培作物と道具は同じ所ですけども、どうされますか。

○委員　紅葉と花関係を作る予定にしています。元々畑やったもので。

○委員　道具は。

○委員　基本的な物は用意してあるので。農機具。

○委員　わかりました、ありがとうございます。

○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号７番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号８番について、質問、意見等はございませんか。

番号８番について、外国籍の方が農地を取得される場合、在留資格等色々定めがございます。これについて事務局から説明があります。

○事務局　失礼いたします。事務局でございます。

番号８番の譲受人につきまして、関連を含め補足説明をさせていただきます。

申請者は、永住資格をお持ちです。外国人の土地取得に関して、基本的に国籍による規制等はございませんが、経済安全保障の観点から色々な見直しがされている最中です。

その中で、農地は在留資格が１年未満の方は取得ができない規制が２０２５年４月から導入されています。

また、中長期の在留資格がある外国人が、農地等を取得されるに当たり、取得の３要件は日本人と変わらず要件を満たしていることの確認及び国籍の確認、在留資格の確認、その在留カ

ードの番号等の確認が必要となっております。

今回の取得は、先程申しました永住資格の確認及び在留カード番号は、住民票等提出いただいており確認できております。以上でございます。

○議長　番号８番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号８番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第１号、番号９番～番号２０番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員　番号９番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号９番は、農地を売買によって取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は１８ページに示しています。

地元から離れた譲渡人の農地を、地元で農業をやりたい譲受人が取得するものです。

既に去年秋から、野菜・果樹等を栽培し綺麗に管理されております。今回はその圃場を購入する形になります。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号１０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１０番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は１９ページに示しております。

高齢になり管理できなくなった農地を、譲受人が取得しようとするものです。

自宅前の農地で、黒豆や自家野菜等を栽培していく予定となっております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号１１番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１１番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものでございます。図面は２０ページに示しております。

図面に示している拠点を購入し、前の畑で野菜を栽培ということです。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、それから農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号１２番も、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１２番は、農地を売買により取得して、経営規模を拡大したいというものです。図面は２１ページに示しております。

栽培計画は野菜です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページに示しております。

利用権設定の合意解約ができており、水稲が植わってますが、収穫以降譲受人が管理していくこととなっております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号１４番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページにございます。

図面の上２筆が申請地になっております。

栽培作物は、水稲を計画されております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号１５番も、議席番号○番の○○が説明します。

番号１５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページに示しております。

図面下になりますが、既に譲受人が黒豆を栽培されており、購入される形になっております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号１６番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２４ページに示しています。

譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機などを所有しています。

申請農地に隣接する土地を既に取得しており、果樹栽培を計画しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続けて、番号１７番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１７番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２４ページに示しています。

隣接農地を既に耕作しており、今回申請地も草刈り等維持管理に努めています。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号１８番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１８番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというものです。図面は２５ページに示しています。

譲受人は、数年前より申請地に隣接する土地に事業所があり、事業をされています。

譲受人は、会社に年２００日程通っており、次男も事業所近くに住んでおり、農作業の年間従事日数は満たすと考えます。

農機具は、トラクター、耕運機、田植機、コンバインを所有しております。

利用計画は、サツマイモ、黒大豆、小豆、トウモロコシなどの野菜で、他２筆は初年度土壌改良としています。

春日地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号１９番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１９番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２６ページに示しています。

譲受人は、市内の知人農家で３年の農業経験があります。

刈払機や耕運機、その他必要な農機具は、この知人から借りる予定です。

申請が通ればリースでの導入や移住を予定されております。

利用計画は、令和８年は整備に重点を置き、来年度から黒大豆、ジャガイモ、季節野菜などを栽培予定です。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇委員　番号２０番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２７ページに示しています。

譲受人は市外の住所ですが、経営する会社が柏原にあり、そこを拠点に農作業され従業員も２名おられます。繁忙期にはパートも２名雇われます。

コンバイン、トラクター等大型機械は同集落内に置いてあります。

今回の横も昨年２筆購入されており、経営拡大されております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
番号９番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号９番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１０番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１１番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１２番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１３番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１４番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。
番号１５番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。
　番号１６番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。
　番号１７番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。
　番号１８番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。
　番号１９番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。
　番号２０番について、質問、意見等はございませんか。
　○○委員。
○委員　聞きもらしたかもしれないが、計画作物は何でしたか。
○委員　黒豆と聞いております。
○議長　よろしいですか。
○委員　分かりました。
○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。
○事務局　議案第１号、番号２１番～番号２９番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員　番号２１番を、議席番号○番の○○が説明します。
番号２１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２８ページに示しております。
計画作物は黒大豆、畑は野菜です。
既にここで農業経営されており、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン等所有されております。
地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いします。
○委員　番号２２番から番号２５番まで、議席番号○番の○○が説明いたします。
番号２２番は、農地を売買により、経営規模を拡大したいというもので、図面は２９ページに示しております。
この農地は、現在譲受人が耕作されており、そのまま継続される予定です。
利用計画は、水稲です。
地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
番号２３番は、農地を売買により取得をし、経営規模を拡大したいというもので、図面は３０ページに示しております。
利用計画は、水稲です。
地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
番号２４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３１ページに示しております。
利用計画は、黒大豆、小麦、小豆等です。
地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
番号２５番は、こちらも農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３２ページに示しております。
利用計画は、長い間放置された田でしたので、一旦野菜を作られますが、将来的には水稲をされる予定です。

譲受人は、地区外に在住ですが、図面に拠点と書いてある家屋並びに倉庫を同時購入され、農作業に従事されます。

他所でも就農されており、農機具等はこちらに搬入される予定と聞いております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員　番号２６番から番号２９番まで、議席番号○番の○○が説明します。

番号２６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３３ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３４ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２８番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は３５ページに示しております。

集落の中に申請農地に囲まれている住宅を既に購入され住まれております。

作物は、葡萄と野菜を作られます。右側２筆は水稲を作られます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号２９番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は３６ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２１番について、許可することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２５番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、番号２６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２７番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２８番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　聞き洩らしかもですが、農業経営を開始されるということで、機械的なものは。

○委員　トラクター、コンバイン、田植機、草刈機、管理機等持っておられます。

○議長　よろしいですか。

○委員　はい。

○議長　ほかに、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２９番は、許可すべきものと決定いたします。

～　議案第３号　所有権　番号１番～番号６番　～

～　議案第３号　使用貸借権　番号１番、番号２番　～

○議長　議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第３号、番号１番～番号５番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番と番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、農地を売買により、貸家住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は４２、４３ページに示しています。

農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が４０パーセントを超えているため、第３種農地と考えます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

また、開発指導要綱に基づく開発承認申請も手続中で、雨水・排水に関わる計画図面及び流量計算書も提出されております。

なお、隣接所有者はなく、地元等の同意も取れておらず、疎明書が添付されています。疎明書を朗読します。

事案の概要。本件は令和８年に実施した兵庫県丹波市氷上町における宅地化計画に伴う近隣住民への説明及び雨水対策に関する要望概要についてのものです。

経緯。令和８年２月２５日１９時から近隣説明会第１回を開催。その際、雨水抑制に関し更なる対策が可能ではないかとの要望をいただきました。

令和８年３月２７日１９時から第２回を開催。前回要望を踏まえた対策内容について説明を実施しましたが、雨水がどの程度抑制されるのか数値で示して欲しい。浸透部位も更に増やせないかとの追加要望をいただきました。

令和８年４月２３日１９時から第３回を開催。更なる雨水対策と工事内容について説明をされました。しかしながら、田を宅地にすること自体に抵抗があるとの意見をいただきました。

現在の状況。令和８年中に３回にわたり近隣説明会を実施し、自治会長を含む近隣関係者同席の下で、説明及び対策の見直しを行って参りました。しかし、一部の住民、関係者から以下の内容で、計画そのものに反対する旨の不同意の意向が示されています。

雨水抑制対策については、十分考えられている誠意は伝わります。しかし、この地域は治水対策の整備がされておらず、過去に自宅が床上浸水になる等の被害を度々受けており、既に不満が多いのに更に宅地になることで、更なる浸水被害の心配を拭うことができないため、建てて欲しくないといった内容です。

自治会としても、近隣者の意見を尊重したいということで、同意できないといった回答をいただきました。

よって、現時点において、農地転用に係る同意の押印をいただけていない状況です。

近隣農地所有者に、令和８年２月７日境界立会いに応じてもらっており、境界の擁壁の余掘りをさせていただくことも、口頭で承諾をいただきました。

その後、６月２９日に関係書類へ押印いただきましたが、農地所有者から７月６日の朝９時に、メールで押印書類に関して詳しい説明がなかったため、全ての書類を返却して欲しいと要望がありました。

農転の件で必要である旨をきちんと説明し、再度説明に伺う日時を決めてくださいと返信しました。

７月１２日隣接農地所有者から説明は後日で結構。まずは村の方々と話をしなければならないので、書類を郵送してくださいと連絡がありました。

７月２１日当社としても、まずは説明と考えておりましたが、返却を希望されましたので、郵送返却の準備をして、ポスト投函しました。

また、農会長からは６月２７日１４時３０分にお伺いした後、農地転用に関する同意書に押印をいただくことができました。

補足事項。本件については、近隣住民の意見を踏まえながら、可能な範囲で雨水対策の強化を図ってまいりました。

以上、記載内容に相違ないことを疎明いたします。

そして、自治会と農地所有者の面談結果を報告いたします。自治会は、同意できない方が２名いらっしゃるため、全員の賛同を得られなければ、自治会としての同意はできないとのことです。

また、隣接農地の方は、一度同意書へ押印承諾されましたが、自治会住民の反対の意見を聞き、同意書の書き換えを申し出られました。

なお、隣接農地の方からは、今回の事業によって、自身の営農には何ら支障はないということを、直接確認しております。

以上で、疎明書の内容に間違いがないことを、報告いたします。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号２番を説明します。

番号２番は、農地を売買により、貸家住宅・露天駐車場として、利用するための申請です。図面は４２、４３ページに示しております。

農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、４０パーセントを超えているため、第３種農地と考えます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

また、開発指導要綱に基づく開発承認申請についても手続中であり、雨水・排水に関わる計

画図面及び流量計算書も提出されており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

なお、本件は隣接所有者、地元等の同意が得られておらず、疎明書が添付されています。

疎明書の内容は、番号１番と同じになっております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号３番、番号４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３番は、売買により一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は１１ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が４０パーセントを超えているため、第３種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号４番は、売買により店舗兼住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は４４ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあり、かつ近距離に医療施設と教育施設が存在するため、第３種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号５番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号５番は、農地を贈与により取得し、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は４５ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が４０パーセントを超えているため、第３種農地として判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　氷上地域委員会から、確認報告が終わりました。

審議に入りますが、番号１番、番号２番につきまして疎明書が添付されております。以前からの委員は御存じですが、新しい委員がおられますので、疎明書とは、どう取り扱うかを事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　失礼します。事務局でございます。

疎明書につきまして、７月１日にお渡ししました実務必携１の３２、３３ページに農地転用許可申請における同意書、疎明書について掲載しております。

農地法上において、転用案件で法的に添付が義務づけられている同意は非常に限られてます。当事者間のトラブルを未然に防ぐため、許可権者である兵庫県が規則として、同意書または疎明書添付を義務づけております。

同意書は、地元が「これでよろしいです」と了解された文書ですが、事業者が地元関係者に説明を尽くしたけれども、同意が最終的に得られない場合、疎明書の提出が義務づけられています。どちらかを添付しなければなりません。

疎明書は、説明を尽くしたけれども同意が得られませんという状況報告ですので、相手方に説明をした日時、内容、同意が得られなかった理由等を記載した文書を表すものです。

このような理由が改めて通知として出されましたのは、１０年程前から太陽光発電に伴う転用案件で、県を巻き込んだトラブルがあり、県も改めて同意書・疎明書の扱いについて通知されたものです。疎明書の扱いについて、疎明書は申請者・事業者が作成されたものですので、記載内容が必ずしも事実でない場合も考えられます。

ということで、疎明書の提出があった場合、申請者や利害関係者等から聞き取りいただき、事実関係を十分に確認していただくことが、審査の取り扱いで非常に重要です。以上です。

○議長　説明内容を踏まえた上で、処理をしていきます。

まず、番号１番について、質問、意見等はございませんか。○○委員。

○委員　４３ページの配置図で、擁壁の高さが１，１００ミリとある、これは盛土をそれくらいされるということを意味してますか。

○委員　そうです。

○委員　嵩上げ１メートル。地図で隣が圃場として残ってますが、そこの圃場の人の同意は得られてるのでしたか。

○委員　そこの同意が一度は得られたのですが、地元全体で反対となったので、自治会が取り下げてくださいと。それに対して、工事によって営農への支障があるかどうかは、面談で確認したら問題ないと聞いております。

○委員　隣の１メートル１０センチ盛土されても、営農へは支障がないと。

○委員　ないということは確認してます。

○委員　わかりました。

○議長　ほかに質問、意見等、ございますでしょうか。

○委員　２人の申請ですが、代表者の方がされるという事ですか。

○委員　番号１番は会社の方がされて、番号２番は個人がされてます。

○委員　２人が同時に。

○委員　そうです。どういう経緯でこうなったのかは、分からないですけど。

○議長　ほかに質問、意見等はございませんでしょうか。

○委員　これ地盤が田やったら、保水量とかあるので水が出てもいけるのやけど、保水量とかそういう計算はどうなっているの。こちらで何か農業委員会とか無視してるの、ちょっと分からへん。水の問題なんで。

○委員　保水量という言い方が合っているか分かりませんが、田に対して、建物が建ったときに浸透させて水路に流す計算はできている。雨量計算は１時間当り９２ミリ、丹波市で災害があった時と同じくらいの計算。

○委員　浸透するのと、それ流すのを計算したら。

○委員　地元の方は、それでも納得できないと。全体的に見たら水路自体は確かに小さいですが、農業委員会としてそこまでは見る所ではないかなと。

○委員　ちょっと予習で知っとったらええんじゃないかと。まるっきり分からんではちょっとで

きへん。計算してあれば、それは良しとせんとしょうがないと思うのですけども。言われたように、隣の田に影響がないんだったら、それはそれであると思いますけれど。皆さんに意見を聞いてください。
○議長　○○委員。
○委員　この横は田ですね。作られておるのは、現状は水稲ですか。
○委員　水稲です。
○委員　境はどうですか。立ち会って。
○委員　確認はされております。
○委員　境については納得されてる。
○委員　はい。それに対して工事のときに余掘りをするから掘らしてくれというのも、最初の段階で承諾はもらえてる訳です。
○委員　ＯＫですね。分かりました。ありがとうございます。そういうのがよくトラブルでありますので、お聞きしました。
○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。
　質問、意見等はございませんでしょうか。
○委員　説明いただいたのですが、地元自治会なり農会、それぞれに同意がいただけてないと。
○委員　農会の方はいただいてる。
○委員　同意書というのは、地元とのトラブルを防止するために同意を取ることが原則ですね。それが取れないから疎明書となっている。責任は農業委員会の判断が地元に対して責任を負わざるを得ないという判断をしなければということですが、地元の地域委員会としてどうお考えになったんでしょうか。
○委員　要領にもあるように、疎明書がついた時点で地域委員会としては反対できないのではなかろうかと。これに対して、取り下げてくださいとか。向こうは順序を踏んで、ここまで持ってこられてると判断して、ここに挙げたんですけど。
○委員　今言われたとおりです。
○委員　例えば自治会の代表者等に、確認されるようなことはなかったんですか。
○委員　行っていただいてます。行っていただいて、２名の方が反対されてるので、疎明書が出てきてっていう形になっている。しかも、これ前月に出てきた案件を１回延ばして再検討と言うか同意書を会社に求めてやった上での判断なので、そういうところもあるんです。
○委員　疎明書が提出されるということは、もう自治会も承知の上という状況ですか。
○委員　はい。
○議長　ほかに質問、意見等はございませんか。
○委員　水量計算は基準に則ってやられてたら、それで良しとせんとあれなんやけど、これだけ水路に流して大丈夫という計算をされたということ。
○委員　どこまでの水路。分からへんのですけど。
○委員　ここの、そこまで計算がしてあるなら。
○委員　図面と水路の大きさは、田の周りの水路の加積断面で計算した。
○委員　それを既存の水路に流すというような。
○委員　はい。後は染み込ます。
○委員　農業委員会としては、周りの農地に影響を及ぼすか及ぼさないかというのがメインの審

査で、地域全体で考えるのは、あくまで無理なんで、そういうことで考えておる。
○委員　他法令の許認可とか規制とかは、開発指導要綱だけですか。
○委員　提出はされていて、それに関しては、ちょっと分からないです。
○委員　それの協議状況と言うか、開発指導要綱上の。
○議長　事務局で確認事項。法令関係の内容についてお願いします。
○事務局　失礼いたします。
今回の案件は、貸家住宅の建築ですので開発指導要綱のみが対象となります。他の関係法令はございません。先月の申請段階で市の都市住宅課に提出され通っていると聞いております。
○議長　他に質問、意見等、ございませんでしょうか。
それでは、意見等がないようですので、採決をとります。
番号１番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。
番号２番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号２番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号２番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。
番号３番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号３番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号３番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。
番号４番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号４番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号４番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。
番号５番について、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
番号５番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号５番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第３号、番号６番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号６番は売買によって、露天駐車場及び露天資材置場として利用するための申請です。図面は４６、４７ページに示しております。

圃場整備をした農地ですが、除外した農地です。

農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が４０パーセントを超えているため、第３種農地と判断されると考えられます。

盛土規制法の関係は県土木事務所に協議しており、図面のとおり３０センチの鋤き取り程度ですので、届出と聞いております。

隣接所有者、地元等の同意も得ており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号６番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第３号、使用貸借権、番号１番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、親子間で使用貸借権を設定して、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は４９ページに示しています。

申請地の農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地のため、第１種農地と該当すると考えますが、転用目的が集落に接続される日常生活上等、必要な施設に該当するため、第１種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いず

れも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、こちらの案件に始末書が添付されています。内容を掻い摘んで報告します。

平成２０年頃に亡き父が申請地を購入しましたが、当時から半分埋立てられていました。南側半分を畑地として利用してましたが、水吐けが悪く虫が湧くことから、隣接所有者から苦情もあり、令和６年に埋めました。

この度、長男が新築するに当たり、令和６年に無断で農地を転用していたことを知り、深く反省をしております。今後二度とこのような事がないように努めますので、何とぞ御配慮くださいますようお願いします、という始末書が出されております。

現地は、申請地のほとんどが埋まっており、一部果樹が植わっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、許可相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１番は、許可相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。

続きまして、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第３号、番号２番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番は、親子間で使用貸借権を設定し、一般住宅・露天駐車場として利用するための申請です。図面は５０ページに示しています。

申請地の農地区分は、鉄道の駅から１９０メートルに位置するため、第３種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

使用貸借契約書案も添付されています。

なお、こちらの案件は始末書が添付されています。概略を報告します。

本件土地は、平成２５年頃の区画整理の際に亡父が造成しました。今後このようなことがないようにします、とのことです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可相当と意見を付して進達することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～　議案第４号　番号１番～番号４番　～
～　報告第４号　番号１番　～

○議長　議案第４号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第４号、番号１番～番号３番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告ですが、番号１番から番号３番は同一のものですので、一括でさせていただきます。

それでは、柏原地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員　只今ありましたように譲受人が同一のため、番号１番、番号２番、番号３番を一括で、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番、番号２番、番号３番は、農地転用許可条件の変更承認申請です。

今回申請の土地は、令和５年２月１８日付で転用許可がされた土地で、図面は５３ページに示しています。

当初は、テナントの建築と露天駐車場を設置するという計画でしたが、テナントの建築設計内容や配置、露天駐車場の配置を変更しようとするものです。

また、番号３番の土地は、別途貸露天駐車場に変更しようとするものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、現地を確認したところ、既に番号３番の土地は、駐車場として利用されているため、始末書が添付されています。内容、要点を読みあげます。

令和７年１２月１日から貸露天駐車場として第三者へ貸与しております。私自身の農地法に関する認識不足により、許可目的が異なる利用を行っていたものです。

今後このような事態が生じないよう、土地利用の内容に変更が生じる場合には、事前に市農業委員会へ相談し、許可権者である兵庫県の指導を受けた上で、適正な手続を行ってまいります、という内容での始末書が添付されています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番、番号２番、番号３番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　番号２番ですけど、譲渡人と譲受人が同じですが。

○委員　当初の申請内容を承知してないのですが、読み取ると、この譲受人が自分の土地も含めて一体的に転用し開発するということで、こういう手続きが取られているものだと考えます。

○議長　事務局、それでよろしいですか。

○委員　番号１番と番号３番の土地ですけど、非常に目立つと言いますか通りを通ってますと、いつも車が置いてある感じを受けているのですが、駐車場と利用されている所も軽自動車が展示されとる状態で駐車されてるという風な感じを受けている。

農地転用する場合、一応計画的に、譲渡人が譲渡するということですけれど、テナントとかそういう施設の建物、実際に建てる計画は持たれておるのか、その辺はどうなんでしょう。

○委員　今回の変更での内容は、ある程度具体的なテナントで貸付先が決まってるようにお聞きしております。それは１か所。

以前の計画は、これも私の担当でない時代ですけれど、一般的な複数のテナントが入れるような内容の計画であって、それが諸事情で、やっぱりいいわというような恰好で、農業委員会には本来なら完了届が出てこないといけないのですが、農地パトロール等でどうなってるのと聞いてもらって、そういうことでの届出は出ていない。

でも、今回何か縁があって、全然違う建物を建てたい。一つの業者さんに貸されるということです。

○議長　非常によく分かりました。他、内容につきまして、質問、意見等はございませんでしょうか。○○委員。

○委員　大分前に許可されたということで、今回変更が挙がったということをお聞きしてるんですけど、まだ登記の公簿地目が変わるということは、まだ許可は下りたけども、地目変更の登記をされてなかったということなんですかね。それで今回も挙げられていたと。

○議長　登記の変更は。

○委員　皆さんのお手元にある、登記地目というところを御覧いただいたら、田となってますので、まだ田です。それより皆さんに読み取っていただいたらと思います。書類に田となってますので田です。

○委員　以前に許可されておって、今回追加で挙がってきたわけですよね。

○委員　登記のことについては、許可書があっても、現状が雑種地とか、建物が建って宅地とかいう、現状確認を法務局がしますので、それじゃないと登記はできませんので。

○委員　だからそれまで何もせずに、農地のまま放置されてたということ。

○委員　いや、農地の問題じゃなくて、造成されテナントを建てるべく工事は許可をされてたということです。

○委員　されてた。

○委員　そのあと、建物が建たないという状態が続いてたので、就任してから農地パトロールで事務局にそれが出てないということを確認しましたので、問い合せしていただいて、ちゃんと返事が書類で出てきたという経緯です。

○委員　本来建物が建てなくても、造成されたら雑種地扱いで、地目変更の登記はできると思うんですけど。

○委員　登記法上では、多分そうしなければならない。まして法律が変わって、そうだと思います。

○委員　だから、それまで完了届は

○委員　それまでの指導は私共がするものではないと思いますので。

○委員　出てきて初めて気がついた訳では。

○委員　我々も、権限がない訳で。

○議長　御承知ください。
○委員　はい。完了届が出されない状態になると思いますので。
○議長　ほかに質問、意見等、ございませんでしょうか。
　内容は、委員から説明がございましたので、十分分かっていただけたと思っております。それを踏まえて、質問、意見等はございませんでしょうか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号１番、番号２番、番号３番につきまして、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号１番、番号２番、番号３番は、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。
　続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。
○事務局　議案第４号、番号４番、報告第４号、番号１番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
　番号４番と、報告第４号の番号１番につきまして、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員　番号４番を、議席番号○番の○○が説明いたします。
　番号４番は、農地転用許可条件の変更承認申請です。
　申請地は令和８年２月２日付で転用許可された土地で、図面は５４ページに示しております。
　隣接農地と共に申請していましたが、１筆で以前建っていた建物登記が、建物の全部事項証明証に残っており、所有者に滅失登記を依頼したが対応がなく当該地を外す事とした為、パネル数が削減となり転用不要地が発生したものです。
　隣接所有者、周辺農地への営農の支障はなく、申請内容に問題がないことを確認しています。
　御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
　番号４番並びに報告第１号の番号１番につきまして、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　番号４番、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して進達することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、番号４番、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して進達すべきものと決定いたします。
　なお、報告第４号の番号１番につきましては、御承知おきください。
　ここで休憩をします。

（休憩）
（再開）

～　議案第５号　番号１番～番号５番　～

○議長　それでは、会議を再開いたします。

議案第５号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第５号、番号１番～番号３番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５７ページに示しています。

７月１５日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地判断としても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和３９年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４２ページに示しています。

７月１５日に確認したところ、現地はガレージとなっており、農地への復旧が困難であり、周囲の現状から見て非農地判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和４７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員　番号３番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５８ページに示しています。

７月１４日に地域委員会で確認したところ２筆は進入路、もう１筆は住宅・倉庫となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見ても非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

農地でなくなった時期は、昭和２４年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第５号、番号４番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号４番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５９ページに示しております。

７月１４日に地域委員会で確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和５０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員　図面ですが、平米数がおかしくないですか。面積。

○委員　逆みたいですね。

○議長　事務局。

○事務局　失礼いたします。御指摘のとおりですが、登記簿謄本及び公図を合わせますと、この形になり面積に間違いございません。土地の区画に違和感を覚えますが、登記簿謄本から落とすとこのようになりますのでご了解の程お願いします。以上です。

○議長　登記簿謄本で確認すると、この数字ということです。

○委員　承知しました。

○議長　ほかに質問、意見等、ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号４番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第５号、番号５番朗読

○議長　事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号５番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号５番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６０ページに示しております。

７月１５日に現地を確認したところ、現地は露天資材置場・露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成２年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

なお、この案件は当時４条許可を受けてのもので、変更登記を出されるままの状態となった分です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、番号５番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～　議案第６号　番号１番～番号５番　～

○議長　議案第６号、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。別冊を御覧ください。

丹波市農業課の担当者に説明に来ていただいております。それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第６号朗読

○議長　案件が除外番号１番から除外番号５番まで地域毎に１つずつ参りたいと思います。

それでは、除外番号１番につきまして、農林課から説明をお願いします。

○農林課　除外番号１番朗読

○議長　農林課から説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　除外番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

除外番号１番は、申出者が集落内で事業所を営んでいる隣接地に、事業用車両及び従業員車両の駐車場、露天資材置場を建設しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が１０ヘクタール未満のため第２種農地と判断されると考えます。

農振農用地である優良農地を分筆し一部を除外・転用することで、残る農地が不整形となることから、農作業の効率性は低下すると考えられますが、残地の農地所有者及び地元関係者の了承・同意が得られていること、また転用面積が必要最小限のものであることから、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　柏原地域委員会からの報告が終わりました。

番号１番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決に入ります。

丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の除外番号１番について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、除外番号１番につきまして、照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、除外番号２番につきまして、農林課から説明をお願いします。

○農林課　除外番号２番朗読

○議長　氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号２番は、以前より住宅、通路、庭となっていたところを、農用地区域より除外したいというものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われ、農用地区域から除外されることに問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　既にこれは建っておる。

○委員　所有者は、婿入りした以前からこういう形になっていた。この駐車場は、既に整備してしまってますが、７０年位前からこういう状態だったということで、仕方がないかと思っています。

○議長　ほか、質問等ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決に入ります。

丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の除外番号２番につきまして、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、除外番号２番につきまして、照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

続きまして、除外番号３番について、農林課から説明をお願いします。
○農林課　除外番号３番朗読
○議長　それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。
○委員　除外番号３番を、番号○番の○○が説明いたします。
既存の加工場が老朽化により建て替える必要に迫っているということです。
現在、図面上側は現在駐車場として使用されてますが雑種地です。ここに加工場を建設するということです。
除外後の農地区分は、住宅等が連たんする区域に接近して、かつ農地の集団規模が１０ヘクタール未満の区域ですので、第２種農地として農地区分をしております。
隣接所有者、地元の自治会長並びに農会長、水利組合の方にも同意を得ております。
従って、除外させていただきたいということです。
○議長　春日地域委員会からの確認報告が終わりました。
除外番号３番につきまして、質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　質問がないようですので、採決に入ります。
丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の除外番号３番につきまして、照会のとおり決定することに異議がないと回答することとしてよろしいでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、除外番号３番につきましても、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
続きまして、除外番号４番について、農林課から説明をお願いします。
○農林課　除外番号４番朗読
○議長　それでは、山南地域委員会から確認報告をお願いします。
○委員　除外番号４番を、議席番号○番の○○が説明いたします。
除外番号４番は、現在自宅を事務所にしている事業者が、敷地が狭小で駐車スペースもなく、来客対応ができないため、自宅前の農地を取得し、事業拡大に向けて、事務所・駐車場・建設用資材置場として一体利用したいということで、除外申請をされたものでございます。
現在、遠方で土地を借りて事業されておる状態で、自宅は３８ページの図面③の白枠の上に赤い部分で事務所も兼ねている状況です。
現地を確認しましたところ、申請地の除外後の農地区分は、上下水管の埋設されている道路の沿道にあり、近距離に教育施設と公共施設が存在するため、第３種農地と考えられます。
隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。
また、転用面積は必要最低限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　山南地域委員会からの報告が終わりました。
除外番号４番につきまして、質問、意見等はございませんか。
この図面の３９ページの申出地の一筆について、所有者は合ってますか。
○委員　名前が違いますね。

○農林課　すいません。○○様でなく○○様です。失礼いたしました。
○議長　ほか、質問、意見等、ございませんでしょうか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の除外番号４番につきまして、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、除外番号４番も、照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。
続きまして、除外番号５番につきまして、農林課から説明をお願いします。
○農林課　除外番号５番朗読
○議長　市島地域委員会から、確認報告をお願いします。
○委員　除外番号５番を、議席番号○番の○○が説明いたします。
除外番号５番は、新たに農家住宅を建築しようというものです。
現地を確認したところ、申請地の除外後の農地区分は、住宅等が連たんする地域に隣接し、農地の集団規模が１０ヘクタール未満のため第２種農地と判断されると考えます。
隣接所有者、地元などの同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。
また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えられます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。
○議長　市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
除外番号５番につきまして、質問、意見等はございませんか。
分筆して、この部分だけ除外するということですね。
○委員　そのとおりです。
○議長　質問、意見等はございませんか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決に入ります。
丹波市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の除外番号５番につきまして、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、除外番号５番につきましても、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
今回提案されております内容の除外番号１番から除外番号５番につきまして、全て照会のとおり決定することに、異議がないということで、農業委員会から回答するということになりました。それでは、退出をお願いします。
○農林課　ありがとうございました。

～　議案第７号　～

○議長　議案第７号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第７号朗読

○議長　山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

７月１３日に地域委員会にて現地確認と審査をしましたところ、照会の地籍調査事業における地目認定は、全て照会のとおり特に問題はございません。以上でございます。

○議長　山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番につきまして、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

議案第７号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、議案第７号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに異議がないと回答いたします。

～　議案第８号　～

○議長　議案第８号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。別冊を御覧ください。事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第８号朗読

○議長　各地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号１番を、７月１５日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員　番号２番から番号５３番まで、７月１４日の氷上地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号３６番から番号４０番の年齢が８４歳と高齢ですが、弟と弟の子と一緒に営農されており、特に問題はないと考えられます。

○議長　柏原地域・氷上地域からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

柏原・氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、柏原・氷上地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、青垣地域ですが、農業委員会等に関する法律第３１条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

（該当委員退席）

○議長　それでは、青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号５４番から番号５７番について、７月１４日の青垣地域委員会において確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号５７番の権利の設定を受ける乙者は、市内の実家に週末帰省して農作業をされているとお聞きしております。以上です。

○議長　青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長　意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長　異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長　続きまして、春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員　番号５８番から番号６３番まで、７月１５日の春日地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

なお、番号５８番について外国籍の方で１８歳ですが、２０２２年度の法改正によって成年年齢が１８歳に引き下げられており、有効な賃貸契約を結べる年齢であることを補足します。

この方の在留期間が２年５か月となっており、通常設定期間は１０年ですが、在留期間の関係で２年５か月という契約期間になっております。

○議長　山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員　番号６４番から番号６６番まで、７月１３日の山南地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特

に意見はありません。
○議長　続きまして、市島地域委員会から確認報告をお願いします。
○委員　番号６７番から番号７７番について、７月１３日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。
　なお、番号７５番の方は先ほど補足で説明いただいた通りです。
○議長　番号７４番、番号７５番の春日の方ですね。
○委員　はい。
○議長　春日・山南・市島地域委員会からの確認報告が終わりました。
　質問、意見等はございませんか。
　市島地域委員会から７０番、この方は元々。
○委員　番号７０番の方、過去３度程説明させていただきましたが、現住所は県内ですが、氷上地域に住居を借りておられ、そこから通われています。
　最初に利用権設定されました圃場の隣に、古い牛小屋が建っており、その小屋を拠点に農機具等を保管ということで、問題はないと考えております。
○議長　質問、意見等はございませんでしょうか。
（「意見なし」と呼ぶ者あり）
○議長　意見等がないようですので、採決をとります。
　春日・山南・市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長　異議がございませんので、春日・山南・市島地域における農用地利用集積等促進計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～　報告第１号　～

○議長　報告第１号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。
○事務局　報告第１号、番号１番朗読
○議長　事務局から説明がございました。
　市島地域委員会から補足することはございますか。
○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が補足いたします。
　番号１番は、去年４月に申請された太陽光発電設備設置のための工事用進入路等の一時利用です。
○委員　横は雑種地ですよね。
○委員　はい。当初、工場横の細い道から入ると聞いていたのですが、道幅が狭かったので大きい道から入るということでこの農地を一時利用されるものです。
○議長　ほか、質問等はございませんか。どうぞ。
○委員　図面の斜線が進入路ですね。入るのは上の市道からですね。横の田を通らないとあかんのではないですか。

○委員　これは田ではなく、製作所の駐車場になっており、大きい道から駐車場を通って、農地を進入路に使わせていただきたいということです。
○委員　了解しました。
○議長　ほか、質問等ございますか。
（「質問なし」と呼ぶ者あり）
○議長　それでは、報告第１号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～　報告第２号　～
～　報告第３号　番号２番　～

○議長　報告第２号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。
○事務局　報告第２号、番号１番、番号２番、報告第３号、番号２番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
　形状変更届について、ということで、番号１番、番号２番並びに報告第３号の番号２番となっております。補足事項はございますか。
○委員　番号１番につきまして、議席番号○番の○○が補足説明をさせていただきます。図面は６９ページに示しているとおりでございます。
　現在農地へ乗り入れする勾配がきつく、転倒する恐れがあるため、法面の一部に盛土をして、現状を緩やかにし農地へ進入しやすくするために行ったものであります。
　なお、この案件は既に工事が終わっており始末書が添付されております。
　届出者は軽微なものと思って、農地法に基づく手続が必要という認識が無かったようでして、大変申し訳ございません。今後このような事がないように、必要な許可や届出の手続を適正に行いますということです。
○委員　番号２番を、議席番号○番の○○が補足説明いたします。
　番号２番は、嵩上げによる農地改良を目的とした形状変更の届出です。
　現地確認をしたところ、水吐けが悪い汁田のような状態で、届出人は野菜栽培を計画していることから客土は有効だと考えられます。
　併せて、２アール未満の転用で農業用倉庫を建設したいと言われております。
　よろしくお願いいたします。
○議長　質問等はございますでしょうか。
（「質問なし」と呼ぶ者あり）
○議長　質問等がないようですので、形状変更届並びに報告第３号の番号２番につきまして、御承知おきください。

～　報告第３号　番号１番　～

○議長　報告第３号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。
○事務局　報告第３号、番号１番朗読
○議長　事務局の説明が終わりました。
　補足ありますでしょうか。

○委員　番号１番を、議席番号○番の○○が補足いたします。

番号１番は、農業用倉庫で、図面は７３ページに示しております。

届出者の父親が昭和５１年頃に農業用倉庫として建設し、現在まで利用されています。今後も引き続き届出者が農業用倉庫として利用するに当たり始末書が提出されていますので、朗読いたします。

始末書。上記の土地に一部を造成し農業倉庫と畑の利用をしました。父が昭和５１年にしたものであり、農地法の許可が必要な事を全く知らなかったと思います。今後こういう事のないよう十分注意しますので、今回の申請の件許可をいただきますようよろしくお願いします。

なお、図面の申請地の南側に一角がございますが、こちら７月１４日の現地確認をしたときに、杭が設置されておりましたことを確認しております。

また、届出者の実家が７３ページの図面の北側にあり、週末や休日を利用して農作業をされているとお聞きしております。

○議長　青垣地域委員会からの補足説明が終わりました。

質問等、ございませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長　質問等がないようですので、番号１番につきまして、御承知おきください。

～　報告第５号　～

○議長　報告第５号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局　報告第５号、番号１番朗読

○議長　事務局から報告がございました。

質問等、ございませんでしょうか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長　質問等がないようですので、公共工事の届出について御承知おきください。

本日予定しておりました議案並びに報告事項につきましては、全て終了いたしました。

この際、何か質問等ございませんでしょうか。

○○委員。

○委員　失礼します。貴重な時間をありがとうございます。

７月から兵庫県農業共済組合北播丹波地域の農業者代表理事をさせてもらってます。理事会で、色々と農家から話を聞いて共済について意見をお聞かせ願いたいと聞いており、何か意見がある方は言っていただければ理事会で挙げていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長　○○委員からありましたように、農業共済について、皆さん意見とかあろうかと思いますので、直接○○委員にペーパーとか口頭で意見をお願いしたいと思います。

ほか、何か意見、御質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局。

○事務局　（事務連絡）

○議長　それでは、本日の会議はこれで終わりになります。

初めての委員もおられまして、中々わかりにくい部分があったと思います。各地域委員会、また総会の中で徐々に慣れて農業委員会活動を進めていただきたいと思います。分からない事

は、先輩や事務局に聞いて早く馴染んでいただきたいと思います。

それでは、本日の総会はこれで終わりにしたいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和８年７月２７日

議長　　長　　㊞

議事録署名委員（２３番委員）　　㊞

議事録署名委員（２４番委員）　　㊞